

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる
教育に係る利用者負担額基準額表

表1(1号認定)

単位:円

各月初日に在籍している子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の基準額(月額)			階層区分	推定年収※
	定義	第1子	第2子	第3子以降		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による費保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付需給世帯	0	0	0		—
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0		~220万円
C1	所得割の額 1円 以上 77,100円 以下	1,000	500	0		~360万円
C2	〃 77,101円 以上 133,000円 以下	10,000	5,000	0		~490万円
C3	〃 133,001円 以上 211,200円 以下	15,000	7,500	0		~680万円
C4	〃 211,201円 以上 301,000円 以下	20,000	10,000	0		~870万円
C5	〃 301,001円 以上	23,000	11,500	0		870万円~

※推定年収のモデルケース…父、母、子ども2人で、父の収入で生計をたてている家庭(母は配偶者控除の範囲内)